

政策提言の準備 をしていきます



笠岡市議会は、平成23年10月に笠岡市議会基本条例を制定し、議会活動の理念、原則、制度など基本的な事柄を定めました。その中で、

① 第6条第2項

議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

第14条

議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

と定めました。

この政策立案と政策提言について、令和元年12月には、市議会かさおか163号でお伝えしたとおり、3常任委員会からそれぞれ政策提言を行いました。

令和2年4月の市議会議員の改選後、専門委員会は総務文教委員会と厚生産業委員会の2つの常任委員会の構成となっています。

各常任委員会の政策提言については、分野別にそれぞれ2つずつのテーマで準備をすすめているところです。

総務文教委員会

「ごみの減量化・資源化政策
について」
「地域防災政策について」

厚生産業委員会

「子育て環境整備について」
「日本遺産認定に伴う観光行政
について」

引き続き委員間で協議をし、政策提言を行ってまいります。

